



# 島根県報

平成24年6月29日（金）

号外第98号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【教委規則】

島根県教育委員会の権限の一部を総務事務センター長に委任する規則 (教育庁総務課) 2

### 【教委訓令】

職員の任免発令式の一部改正 (教育庁総務課) 3

教育職員の任免発令式の一部改正 ( " ) 3

島根県教育庁等公印規程の一部改正 ( " ) 4

**教 育 委 員 会 規 則**

島根県教育委員会の権限の一部を総務事務センター長に委任する規則をここに公布する。

平成24年 6 月29日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

**島根県教育委員会規則第9号**

島根県教育委員会の権限の一部を総務事務センター長に委任する規則

**第1条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号。以下「条例」という。）別表第1に掲げる行政職給料表の適用を受ける職員（島根県立高等学校規程（昭和31年島根県教育委員会規則第21号）第17条第3項に規定する主任学校司書及び学校司書並びに職員及び職員の職の設置に関する規則（昭和31年島根県教育委員会規則第20号）別表に規定する学校司書専門員を除く。）、条例第3条第3項に規定する専門的教育職員及び労務職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第12号）第1条において読み替えて準用する技能労務職員の給与に関する規則（昭和32年島根県規則第55号）第1条第2項第9号の規定による校務技術員に係る次に掲げるものを知事の事務部局総務部総務事務センター長（以下「総務事務センター長」という。）に委任する。

- (1) 条例第9条第1項の規定による扶養親族がある場合等の届出を受理すること。
- (2) 職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号。以下「規則」という。）第9条第1項の規定による届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定をすること。
- (3) 規則第9条第2項の規定による扶養手当の支給に関する事項を扶養手当台帳に記載すること。
- (4) 規則第9条第3項の規定による扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めること。
- (5) 規則第9条の2の規定による条例第8条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか等を確認すること。
- (6) 規則第11条の8第1項の規定による住居届を受理すること。
- (7) 規則第11条の9及び第11条の10の規定による届出に係る事実の確認及び住居手当の月額の決定等を行うこと。
- (8) 規則第11条の12の規定による条例第9条の5第1項の職員たる要件を具備しているかどうか等を確認すること。
- (9) 規則第12条の3の規定による通勤届を受理すること。
- (10) 規則第12条の4及び第12条の5の規定による届出に係る事実の確認及び通勤手当の額の決定等を行うこと。
- (11) 規則第12条の14の規定による条例第10条第1項の職員たる要件を具備しているかどうか等を確認すること。
- (12) 規則第12条の15の8の規定による単身赴任届を受理すること。
- (13) 規則第12条の15の9の規定による届出に係る事実の確認及び単身赴任手当の月額の決定等を行うこと。
- (14) 規則第12条の15の11第1項の規定による条例第10条の2第1項又は第3項の職員たる要件を具備しているかどうか等を確認すること。
- (15) 規則第12条の15の11第2項の規定による配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めること。
- (16) 労務職員の給与に関する規則第1条において読み替えて準用する技能労務職員の給与に関する規則第5条の規定により例によることとされる事項のうち前各号に掲げるもの

**第2条** 総務事務センター長は、この規則により委任を受けた権限に属する事務については、必要があると認めるときは、その処理状況を教育委員会に報告しなければならない。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の前日に教育委員会がした認定その他の行為又は教育委員会に対してした届出その他の行為は、この

規則の規定による総務事務センター長がした認定その他の行為又は総務事務センター長に対してした届出その他の行為とみなす。

## 教 育 委 員 会 訓 令

### 島根県教育委員会訓令第4号

本 庁  
教 育 事 務 所  
埋蔵文化財調査センター  
教 育 機 関  
県 立 学 校

職員の任免発令式（昭和61年島根県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成24年 6 月29日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

第4項ただし書中「昇給発令通知書」の次に「（当該昇給発令通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）」を加える。

別表第3中 「 号 給 (円) 」 を 「 号 給 」 に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成24年 7 月 1 日から施行する。

### 島根県教育委員会訓令第5号

本 庁  
教 育 事 務 所  
県 立 学 校

教育職員の任免発令式（昭和61年島根県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成24年 6 月29日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

第5項ただし書中「昇給発令通知書」の次に「（当該昇給発令通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）」を加える。

別表第5中 「 号 給 (円) 」 を 「 号 給 」 に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成24年 7 月 1 日から施行する。

## 島根県教育委員会訓令第6号

本 庁  
教 育 事 務 所  
埋蔵文化財調査センター  
教 育 機 関  
県 立 学 校

島根県教育庁等公印規程（平成23年島根県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成24年 6 月29日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

別表第1委員会印の項中「昇給発令通知書及び」を削る。

別表第2中第1号を削り、第2号を第1号とし、同表第3号中「及び昇給発令通知書」を削り、同号を同表第2号とし、同表第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

**附 則**

この訓令は、平成24年 7 月 1 日から施行する。